

## 旭川市浄化槽整備工事業者の指定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、旭川市浄化槽設置整備事業補助金の交付に係る浄化槽の設置工事を施工する者の指定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格要件)

第2条 市長は、旭川市内で浄化槽整備工事を営む業者であって、次の各号の全てを満たすものを旭川市浄化槽整備工事指定業者（以下「指定業者」という。）として許可する。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づき知事の登録を受けている者又は同法第33条第3項の届出のある者
- (2) 旭川市内に事業を行うのに適する店舗を有し、2年以上の施工実績のある者
- (3) 浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用している者

### (指定業者の許可申請)

第3条 指定業者の許可を受けようとする者は、旭川市浄化槽整備工事指定業者許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 浄化槽法第23条に定める登録簿の謄本又は同法第33条第3項に定める届出書の写し
- (2) 浄化槽法第42条第1項の規定に基づく浄化槽設備士の免状の写し（ただし、昭和63年以前の資格にあっては、平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定された小型合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写し）
- (3) 浄化槽設備士を常時雇用していることを証する書面
- (4) 前条第2号の施行実績を証する書面
- (5) 納税証明書（法人市民税）
- (6) 支社、出張所等については本社の委任状
- (7) その他市長が必要と認める書類

### (許可書の交付)

第4条 市長は、前条の申請を受けた者のうち適格と認めた者については、旭川市浄化槽整備工事指定業者名簿（様式第2号）に登録し、許可書（様式第3号）を交付する。

- 2 前項の許可期間は、2年以内で市長が定める期間とする。
- 3 指定業者は、許可を受けた許可書を店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 許可書は、許可期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、ただちに返納しなければならない。

(継続許可の申請)

第5条 指定業者は、許可期間満了後も引き続き許可を受けようとするときは、期間満了の30日前までに旭川市浄化槽整備工事指定業者継続許可申請書(様式第4号)に第3条各号の書類を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。

(異動の届出)

第6条 指定業者は、第3条又は第5条の規定により提出した書類の内容に異動が生じたときは、ただちにその部分について市長に届け出なければならない。

(工事の施工)

第7条 指定業者は、浄化槽整備工事を施工するときは、浄化槽法、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省令、建設省令)及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付厚生省通知(衛浄第34号))並びに北海道浄化槽指導指針の規定に基づき遺漏なく誠実に施工しなければならない。

2 前項の工事の施工は、指定業者自ら施工するものとする。ただし、市長が認める部分についてはこの限りでない。

(許可の取消し又は停止)

第8条 指定業者が次の各号の一つに該当すると認められるときは、市長は許可を取消し又は期間を定めて停止させることができる。

- (1) 第2条各号に規定する要件を欠いたとき
- (2) この要綱に反する行為があったとき
- (3) その他市長が許可することが不相当と認めたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附則この要綱は平成16年2月1日から施行する。

附則この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則この要綱は令和3年4月1日から施行する。